

vol.140  
2016. 10

発行  
東北地方整備局  
営繕部  
盛岡営繕事務所

# 営繕とうほく



【山形県郷土館 文翔館】

## CONTENTS

施設紹介 「山形県郷土館 文翔館」 ～ 山形県旧県庁舎及び旧県会議事堂 ～	2～3
11月11日は「公共建築の日」 ～ 11月は公共建築月間 ～	4
平成28年度 下請企業表彰	5
保全ニュースとうほく ～ 点検者の資格の取扱いについて ～	6～8
防災アシスト情報 防火設備の点検	9～11













# 保全ニュースとうほく

## ～ 点検者の資格の取扱いについて ～

平成 28 年 6 月 1 日に建築基準法の一部を改正する法律が施行され、建築基準法第 12 条の 2 第 1 項第 1 号並びに同法第 12 条の 3 第 3 項第 1 号に掲げる者と同等以上の専門知識及び能力を有する者について、平成 28 年国土交通省告示第 483 号（以下「告示」という。）により定められましたので、その概要をお知らせいたします。

### 1. 点検に必要な資格

告示の施行により建築基準法に基づく国等の建築物の点検（第 12 条第 2 項及び第 4 項）及び、官公法（官公庁施設の建設等に関する法律）に基づく国家機関の建築物の点検（第 12 条第 1 項及び第 2 項）は、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証（特定建築物調査員、建築設備検査員、昇降機等検査員、防火設備検査員）の交付を受けている者が実施する必要があります。

これまでは「国等の建築物の保全に関して 2 年以上の実務経験を有する者」が点検を実施することが可能でしたが、施行後は「建築物調査員資格者証」を申請し、資格者証の交付を受けた者でなければ点検を実施することはできません。

#### 点検に必要な資格の種類

点検対象	改正前	平成28年6月1日施行後
建築物	一級建築士・二級建築士	一級建築士・二級建築士（変更なし）
	特殊建築物等調査資格者	特定建築物調査員（新講習の受講は不要）
	建築基準適合判定資格者 登録調査資格者講習の修了者	特定建築物調査員（新講習の受講は不要）
	（無資格者）	特定建築物調査員（新講習の受講が必要）
	（国等の建築物の維持保全に関して 2 年以上の実務経験を有する者）	特定建築物調査員（申請により資格者証を交付）
昇降機等	一級建築士・二級建築士	一級建築士・二級建築士（変更なし）
	昇降機検査資格者	昇降機等検査員（新講習の受講は不要）
	建築基準適合判定資格者 登録昇降機検査資格者講習の修了者	昇降機等検査員（新講習の受講は不要）
	（無資格者）	昇降機等検査員（新講習の受講が必要）
	（国等の建築物の維持保全に関して 2 年以上の実務経験を有する者）	昇降機等検査員（申請により資格者証を交付）
建築設備	一級建築士・二級建築士	一級建築士・二級建築士（変更なし）
	建築設備検査資格者	建築設備検査員（新講習の受講は不要）
	建築基準適合判定資格者 登録建築設備調査資格者講習の修了者	建築設備検査員（新講習の受講は不要）
	（無資格者）	建築設備検査員（新講習の受講が必要）
	（国等の建築物の維持保全に関して 2 年以上の実務経験を有する者）	建築設備検査員（申請により資格者証を交付）
防火設備	（新設）	一級建築士・二級建築士（変更なし）
		防火設備検査員（新講習の受講が必要）
	（国等の建築物の維持保全に関して 2 年以上の実務経験を有する者）	防火設備検査員（申請により資格者証を交付）

【参考】点検対象施設の範囲（今回の法改正に伴う変更はありません。）

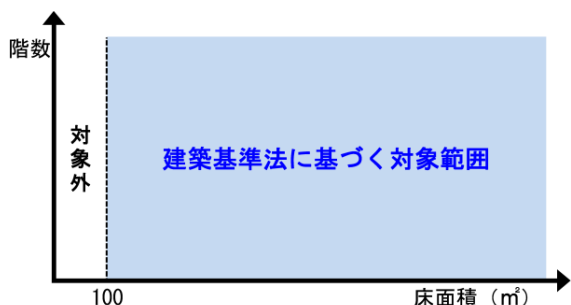
建築基準法

- 特殊建築物  
(共同住宅、学校、体育館、倉庫、自動車車庫、病院等)  
→用途に供する部分の床面積が100㎡を超える建築物
- 事務所その他これに類する用途に供する建築物  
→以下のいずれにも該当
  1. 階数が5以上の建築物
  2. 延べ面積が1,000㎡を超える建築物
- 昇降機  
→建築物の用途・規模に関わらず対象

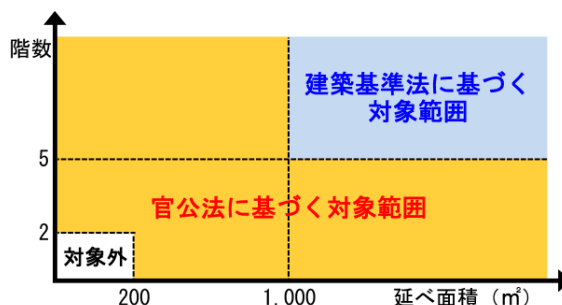
官公法（官公庁施設の建設等に関する法律）

- 事務所その他これに類する用途に供する建築物  
→以下のいずれかに該当
    1. 階数が2以上の建築物
    2. 延べ面積が200㎡を超える建築物
- ※ただし、建築基準法の点検対象施設を除く。

■特殊建築物



■事務所その他これに類する用途に供する建築物



2. 資格者証の交付により点検することができる建築物又は建築設備等

国等の建築物等の保全に関して2年以上の実務経験を有する者が、申請により「建築物調査員資格者等」の交付を受けても、全ての建築物又は建築設備等を点検できるわけではありません。

点検することができる建築物又は建築設備等申請者の所属する組織が所有するもので、次のいずれにも該当しないものに限りませのでご注意ください。

- ・ 建築基準法施行令第16条第1項各号に規定する建築物
- ・ 建築基準法施行令第16条第3項第1号に規定する昇降機
- ・ 建築基準法施行令第16条第3項第2号に規定する防火設備
- ・ 建築基準法施行令第138条の3に規定する準用工作物

詳細は「建築基準法第12条の2第1項第1号並びに同法第12条の3第3項第1号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者について」（平成28年3月10日付け事務連絡、国土交通省住宅局建築指導課長から関係課長あて）を参照ください。

### 3. 資格者証の交付申請に関する手続き等

- 資格者証の交付申請は団体毎に行なってください。
- 資格者証の申請ができる者は、各団体の職員に限ります。  
(施設管理の委託を受けている民間事業者等は対象外です。)
- 申請者が、退職や人事異動等により資格者証の交付を受けていた際に所属していた団体の所属を離れる場合は、交付を受けた資格の効力を無効とします。ただし、同一団体の内部での人事異動については、団体の所属を離れていないことになるため、資格の効力は失われません。
- 申請の時期は次のとおりです。
  - ・平成 28 年度 : 6 月 15 日～9 月 30 日
  - ・平成 29 年度以降 : 4 月 1 日～5 月 31 日
- 申請先

【申請者】 地方公共団体（都道府県下の特定行政庁を含む）  
（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）  
【申請先】 東北地方整備局建政部

【申請者】 中央官庁（衆議院事務局、参議院事務局、国立国会図書館、内閣法制局、人事院、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、会計検査院、最高裁判所）  
【申請先】 関東地方整備局建政部  
※国の場合、申請者は各府省等の本省となります。このため各出先機関から個別に申請することはありません。本省から出先機関へ照会があると思いますのでご確認願います。

詳細は「国等の建築物又は建築設備等のみの点検を行う者の資格の取扱い」（平成28年6月1日付け事務連絡、国土交通省住宅局建築指導課長から関係課長あて）を参照ください。

#### お知らせ

東北地方整備局では、公共建築に関する技術的な相談を幅広く受け付けるため「公共建築相談窓口」を設置しております。保全に関する相談事項がございましたら、下記の相談窓口までお気軽にご相談ください。

【保全に関する相談窓口】 東北地方整備局  
営繕部 保全指導・監督室 室長補佐  
TEL 022-225-2171（内線 5513） FAX 022-268-7833  
盛岡営繕事務所 保全指導・監督官室長  
TEL 019-651-2015 FAX 019-605-8115





### 3. 改正の概要

改正点としては、防火扉等の防火設備に関する点検を建築物の点検から独立させ、点検を専門的知識及び能力を有する者に行わせるようにしたものです。

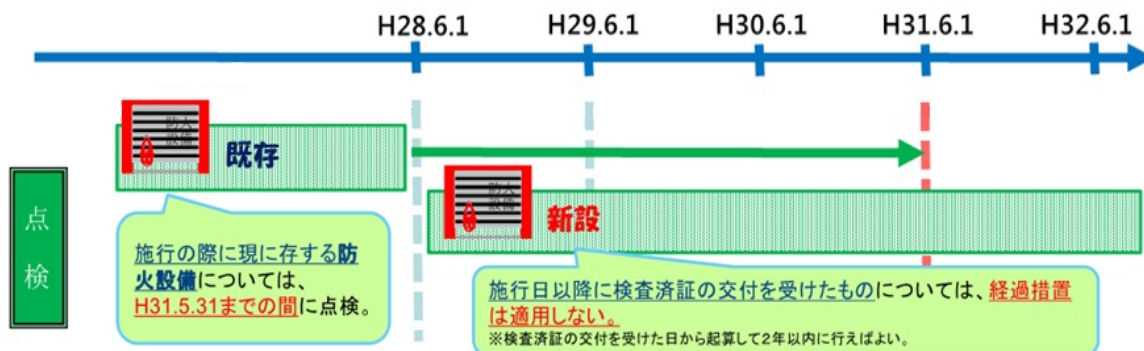
従来の防火設備は、火災の熱によりヒューズが溶けて扉を閉鎖するといった機械的で単純なものが多かったため、設置の有無、劣化の状況等について目視を主とした点検を行うことで問題ありませんでした。

ところが、近年は火災感知やシステム制御など、機構が高度化・複雑化してきており、火災時に確実に作動させるためには、詳細な点検が必要となってきたためです。

今回の改正で点検強化対象となった防火設備は、防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン、ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備となります。防火扉のうち、常時開いていて、感知器の信号により閉鎖する「随閉の防火扉」が対象となりますが、普段閉まっている「常閉の防火扉」は、他の建具と変わるものではないので、今回の点検強化対象設備とはなっておりません。「常閉の防火扉」については従来通り、「建築物の点検」として点検を実施していただきますようお願いいたします。

項目	建築基準法	官公庁施設の建設等に関する法律
①点検対象施設	5階以上かつ1,000㎡超の事務所、100㎡超の特殊建築物(変更無し)。	2階以上又は200㎡超の事務所(建築基準法の適用対象施設は建築基準法による)(変更無し)
	建基法12条2項・4項,6条1項1号,建基令16条2項	官公法12条1項・2項,官公令
②点検強化対象設備	火災感知やシステム制御など、火災時に自動で作動する防火設備(防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン、ドレンチャー等)の点検について、点検項目を細分化。	
	告示723号(制定H28.5.2)	告示1351号(改正H28.5.31)
③点検周期	当該設備の点検周期を3年から1年に変更。経過措置あり。	
	建基則6条の2,同附則2条5項	官公法第12条2項,官公則第2条,告示1351号(改正H28.5.31)
④資格者	当該設備の点検は防火設備検査資格者(新資格)が実施。当該設備にかかる点検の実務経験が2年以上ある国の職員は、防火設備検査資格者となり得る。	
	建基法12条4項,建基則6条の6,告示483号(制定H28.3.9),H28.3.10事務連絡,H28.6.1事務連絡	官公法12条2項

点検周期については、これまで建築物点検の中で行われていたため、3年でしたが、点検強化対象となった防火設備の点検は「防火設備検査員」(新資格)による1年に1回の点検が必要になりました。ただ、既存の設備は、これまで3年以内ごとに点検していた事情もあるので、経過措置として、平成31年の6月1日までに、次の点検を行えば良いことになっています。



### 点検時期の経過処置

点検の対象施設については従来通りで、変更はありません。

防火設備の点検は、延焼防止する防火区画の形成及び火災発生時の安全な避難経路の確保を行う設備が、正常に機能するかどうかの点検です。消防法による自動火災報知設備等の消防設備点検とは範囲が異なります。

火災による被害を防ぎ建物を安全に使用するには、建築基準法等による「防火設備」の点検、消防法による「消防設備」の点検、いずれも実施が必要です。

#### 4. 終わりに

防火設備は、火災時に正常に機能しなければ、設置してあっても役にたちません。写真のように防火扉の作動する部分に、家具、備品等を置くと閉鎖に支障をきたし、大きな被害になる恐れがありますので絶対にしないでください。



火災発生時に延焼拡大を防止し安全な避難経路を確保出来る状態にしておくことが重要です。資格者による点検と共に、施設管理者も一時的に荷物等が置かれることにより閉まらない状態になっていないか日頃の状況にも注意が必要です。

<b>営繕とうほく編集室</b>	<b>ホームページアドレス</b>
〒980-8602 仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台合同庁舎日棟 東北地方整備局 営繕部 計画課内 TEL 022-225-2171(代表) E-mail: thr-82keikaku@mlit.go.jp	<ul style="list-style-type: none"> <li>■東北地方整備局 <a href="http://www.thr.mlit.go.jp/">http://www.thr.mlit.go.jp/</a></li> <li>■盛岡営繕事務所 <a href="http://www.thr.mlit.go.jp/moriei">http://www.thr.mlit.go.jp/moriei</a></li> </ul>
「営繕とうほく」は東北地方整備局ホームページでもご覧になれます	